

平成 28 年第 4 回都城市議会定例会付議事件名表（委員会提出議案）

番 号	件 名	頁
第 3 号	都城市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について	1
第 4 号	都城市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	7

委員会提出議案第3号

都城市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び都城市議会会議規則（平成18年都議会規則第1号）第14条第2項の規定により提出します。

平成28年9月21日提出

提出者 議会運営委員会委員長 江内谷 満義

都城市議会議長 荒 神 稔 様

（提案理由）

議会に提出される陳情は、請願とともに市民による政策提案のひとつとして位置付けているが、議会が市民の意思を代弁する意思決定機関としての役割と責任をより一層果たしていくとともに、各議員が陳情を政策形成の一助として、積極的に議会活動に活かしていくことを促進するため、所要の改正を行うものである。

都城市議会基本条例の一部を改正する条例

都城市議会基本条例（平成25年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第8条第4項中「位置付けるとともに、その審査に当たっては、必要に応じて提案者の意見」を「位置付け、さらに、請願の審査を行うに当たり、特に必要があると認めるときは、請願者から趣旨の説明」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

●都城市議会基本条例（平成25年条例第2号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○都城市議会基本条例</p> <p>平成25年3月13日 条例第2号</p> <p>前文及び第1条から第7条まで 略</p> <p>第8条第1項から第3項まで 略</p> <p>4 議会は、<u>請願及び陳情を市民による政策提案と位置付けるとともに、その審査に当たっては、必要に応じて提案者の意見を聴く機会を設けることができる。</u></p> <p>5 略</p> <p>第9条から第26条まで 略</p>	<p>○都城市議会基本条例</p> <p>平成25年3月13日 条例第2号</p> <p>前文及び第1条から第7条まで 略</p> <p>第8条第1項から第3項まで 略</p> <p>4 議会は、<u>請願及び陳情を市民による政策提案と位置付け、さらに、請願の審査を行うに当たり、特に必要があると認めるときは、請願者から趣旨の説明を聴く機会を設けることができる。</u></p> <p>5 略</p> <p>第9条から第26条まで 略</p>

委員会提出議案第 4 号

都城市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 109 条第 6 項及び都城市議会会議規則（平成 18 年都議会規則第 1 号）第 14 条第 2 項の規定により提出します。

平成 28 年 9 月 21 日提出

提出者 議会運営委員会委員長 江内谷 満義

都城市議会議長 荒 神 稔 様

（提案理由）

議会に提出される陳情は、請願とともに市民による政策提案のひとつとして位置付けているが、議会が市民の意思を代弁する意思決定機関としての役割と責任をより一層果たしていくとともに、各議員が陳情を政策形成の一助として、積極的に議会活動に活かしていくことを促進するため、所要の改正を行うものである。

都城市議会会議規則の一部を改正する規則

都城市議会会議規則（平成18年都議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第142条を次のように改める。

（陳情書の処理）

第142条 議長は、陳情書又はこれに類するものが提出されたときは、その内容を確認し、その写しを議員に配付する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

●都城市議会会議規則（平成18年議会規則第1号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○都城市議会会議規則</p> <p>平成18年2月14日 都議会規則第1号</p> <p>第1条から第141条まで 略 (陳情書の処理)</p> <p>第142条 議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、<u>請願書の例により処理するものとする。</u></p> <p>第143条から第165条まで 略</p>	<p>○都城市議会会議規則</p> <p>平成18年2月14日 都議会規則第1号</p> <p>第1条から第141条まで 略 (陳情書の処理)</p> <p>第142条 議長は、陳情書又はこれに類するものが提出されたときは、<u>その内容を確認し、その写しを議員に配付する。</u></p> <p>第143条から第165条まで 略</p>

